（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に関する経過措置）

第八条　新令第百七十条第五項（第十三号に係る部分に限り、新令第百七十条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第六項（新令第百七十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する払戻しについて適用する。

（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）

第九条　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第六十五条（旧法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の規定に基づく旧令第百八十八条、第百八十九条、第百九十一条並びに第二百九十二条第一項（第十一号に係る部分に限る。）及び第二項（同項の表第百八十九条第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）及び第百九十一条第七項（事業の廃止、死亡等の場合のリース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）の項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第百八十九条第一項中「場合」とあるのは「場合（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この款において「令和七年改正法」という。）附則第四条第三項又は第四項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）の規定の適用を受けた場合を除く。）」と、同条第二項中「場合」とあるのは「場合（そのリース譲渡に係る収入金額及び費用の額につきその解除又は移転をした日の属する年において令和七年改正法附則第四条第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、旧令第百九十一条第六項中「とき」とあるのは「とき（そのリース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき当該居住者のその移転をした日の属する年において令和七年改正法附則第四条第三項又は第四項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、「の同項」とあるのは「の法第六十五条第二項」とする。

2　改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条の規定の適用については、同条第四項中「合計額を」とあるのは「合計額（以下この項において「原価等の額」という。）を」と、「とする」とあるのは「とする。この場合において、当該事業所得に係る収入金額及び原価等の額につき所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第六十五条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、当該収入金額及び原価等の額は、同条の規定によりその年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入される金額（当該総収入金額に算入される金額のうちに所得税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十号）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の所得税法施行令第百八十八条第一項第二号ロに掲げる金額に相当する金額及び同条第三項第二号に掲げる金額が含まれている場合には、これらの金額を控除した金額）によるものとする」とする。

3　改正法附則第四条第四項の規定の適用を受けた個人（以下この項において「均等計上個人」という。）が死亡した場合において、当該均等計上個人の事業を承継した相続人が当該均等計上個人からその適用に係る旧リース譲渡（同条第二項に規定する旧リース譲渡をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る契約の移転を受けたときは、当該相続人のその死亡の日の属する年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、当該相続人を同条第四項に規定する個人と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなし、かつ、当該均等計上個人がした同条第五項の記載は当該相続人がしたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。この場合において、同項第一号中「その年」とあるのは「その年（この項の規定の適用を受けた個人の死亡によりその個人の事業を承継した相続人が当該個人から当該旧リース譲渡に係る契約の移転を受けた日の属する年にあっては、同日からその年十二月三十一日までの期間）」と、同項第二号ロ中「算入された金額」とあるのは「算入された金額（前号に規定する個人において各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額を含む。）」とする。

4　旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けている個人が死亡した場合において、その個人の事業を承継した相続人が当該個人から当該旧リース譲渡に係る契約の移転を受けたとき（当該旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき当該適用を受ける場合を除く。）における改正法附則第四条第三項及び第四項の規定の適用については、当該相続人が同条第二項に規定する個人でない場合には、当該相続人の当該移転を受けた日の属する年以後の各年においては、当該相続人を同条第三項に規定する個人と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなす。

（雑損控除の適用を認められる親族の範囲等に関する経過措置）

第十条　新令第二百五条第一項（所得税法施行令第二百四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年分以後の所得税又は同年以後の各年において生ずる所得税法第七十一条の二第二項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和六年分以前の所得税又は同年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

2　令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新令第二百五条第一項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（特定親族特別控除を適用しない場合に関する経過措置）

第十一条　新令第二百十七条の三の規定は、令和八年分以後の所得税について適用する。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十二条　新令第三百十九条の十二の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の七に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき同条に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2　改正法附則第十条第三項に規定する政令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等（所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　厚生労働大臣が支給する公的年金等

二　国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等

三　地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する公的年金等

四　日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等

五　地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等

六　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による公的年金等

七　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による公的年金等

八　前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める公的年金等

3　改正法附則第十条第四項の規定により還付をする場合には、その還付をすべき金額に相当する金額は、同条第三項に規定する特定公的年金等（次項において「特定公的年金等」という。）の支払者が所得税法第二百三条の二の規定により納付すべき金額から控除する。